

10894P-00



14年連続

売上No.1*

TAC行政書士講座

40行 問題集 問題記述式 行政書士



み
ん
や
か
が
欲しがった!



記述式を制する者が
行政書士試験を制する！

多肢
選択式問題
も収録！

記述式の
解法テクニックが
イチから身につく！



身につけた解き方・考え方を
問題集ですぐ
確認できる

解答用紙
ダウンロード
サービス
つき！

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

本書は、令和6年1月15日現在の施行法令および令和6年1月15日現在において令和6年4月1日までに施行されることが確定している法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和6年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、「法改正情報」を掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト 「Cyber Book Store」
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

はじめに

行政書士試験で難しいとされている「記述式問題」ですが、300点満点中、60点の配点を占めています。記述式問題を得点源にできるようになれば、これほど心強いことはありません。

そこで、初学者から学習経験者まで、行政書士試験の全受験生が、記述式問題で50点ラインを越えられる実力を養ってもらうことを最大の目的として、本書を書き上げました。

まず、記述式問題の【解法マニュアル】として、40字記述式問題の解法を徹底的にマニュアル化しました。このマニュアルにしたがって、記述式問題を取り組んでいただくことで、記述式問題での得点が安定してきます。

また、記述式問題の【解法テクニック】として、行政法と民法の科目別に過去問を使用して、出題形式別に記述式問題の解き方を解説します。出題形式を押さえることで、問題で要求されているポイントを外さないで書くことができるようになります。

さらに、記述式問題の【実戦編】として、過去問の出題傾向を徹底的に分析し、今後、出題の可能性が高いテーマを網羅的にマスターできるようなTACオリジナルの記述式問題ばかりを掲載しています。この問題をものにしていただくことで、本試験に対応できるだけの実戦力と知識を身につけることができます。

加えて、多肢選択式問題の対策として、【多肢選択式問題】も付けてあります。そして、民法改正に対応できるよう内容を改訂しています。

本書の解法テクニックを前提に、記述式問題をマスターして、あなたの行政書士試験合格をグッと強く手元に引き寄せてください。

あなたの2024年度の行政書士本試験合格を心より祈念しております。

TAC行政書士講座

本書の特長と使い方

① 問題類型別解法テクニック

問題

実際の行政書士本試験で出題された問題です。資格試験攻略のためには、必ず押さえなければならないのが過去問です。過去問の出題形式を押さえることによって、記述式対策の第一歩が始まります。

令和元年度
問題44 [处分等の求め]

問題

A所有の雑居ビルは、消防法上の防火対象物であるが、非常口が設けられていないなど、消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある。しかし、その地域を管轄する消防署の署長Yは、Aに対して改善するよう行政指導を繰り返すのみで、消防法5条1項所定の必要な措置をなすべき旨の命令（「命令」という）をすることなく、放置している。こうした場合、行政手続法によれば、Yに対して、どのような者が、どのような行動をとることができるか。また、これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか。40字程度で記述しなさい。

(参考条文)
消防法
第5条第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合は、消火、避難その他消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権限を有する関係者（略）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。（以下略）

[法律関係図]

```
graph TD; A[A所有雑居ビル] -- 行政指導 --> Y[消防署長 Y]; Y -- 「問い合わせ」 --> Q["Yに対し  
1) 誰が?  
2) どのような行動?  
↓  
Yはどのような対応?"]
```

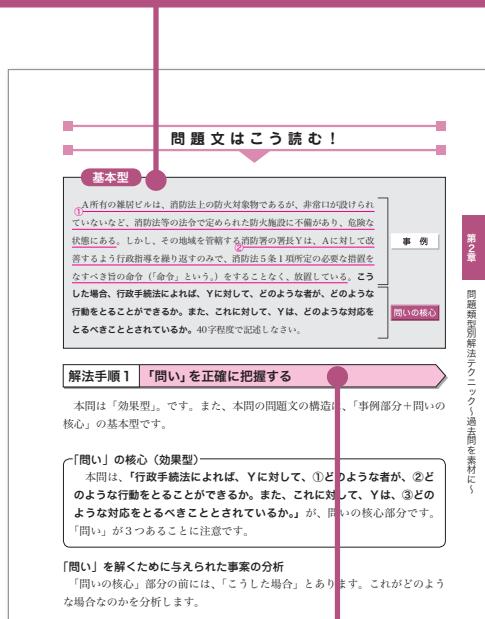
40

法律関係図

事案を視覚的に把握するための法律関係図です。法律問題を短時間で正確に解くためには、登場人物を図に描いて全体像を正確につかむことが必須です。この図をみて事案を正確に把握する練習をしてください。また、自分が図を描くときの参考としてください。

問題文の構造

問題を読み解くには、問題文を正確に把握することが必要です。まずは、問題文の構造を大きくとらえることで、問題文を正確に把握する足掛かりにします。



解法手順

記述式問題を解く手順、いわば「解法マニュアル」です。

全問題を

- 
 - ① 「問い合わせ」を正確に把握する
 - ② 「問い合わせの形」に合わせて「答えの形」をつくる
 - ③ 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する
 - ④ 「問い合わせ」に呼応する「答え」をつくる

という4つの手順で解きます。これを繰り返すことで、記述式問題の「正しい解法手順」が自然と身に付くようになります。

記述式解法・ここがポイント！

ここでは、解答作成術について解説しています。記述式問題は、条文・判例をそのままの形で書けばよいというものではありません。「問い合わせ」の形に合わせてどのように条文や判例をまとめるか、その方法や、つじつまの合わせ方をマスターします。

「△△」には、「必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならない」という具體的な行動をとるべきこととされています。」となり、これが完全な形の解釈となります。

記述式解法・ここが争点のポイント!

本問は、行政手続法によって解答することが求められていることが前提ですから、「行政手続法によれば」は省略します。

また、「どのような行動」、「どのような対応」についても、具体的な「行動」「対応」を書けば、それが求められている「行動」「対応」だということがわかります。したがって、□□「どのような行動」、△△「どのような対応」は書く必要はありません。

『**解答を推敲しよう!**』

行政手続法によれば、Yに対して、何人かが、命令をすることを求めるという行動をとるということができ、Yは、必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならない、という対応をとるべきこととされています。(107字)

「行政手続法によれば」は解答の前提、「どのような行動をとるべきこと」と「どのような対応をとるべきこと」とは意味の重複になるのでカット

行政手続法によれば、Yに対して、何人もが、命令をすることを求める→行動をとらざるを得ない→ことができ、Yは、必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならない→という対応をとるべきこととされてる。(67字)

前半の問い合わせ、「Yに対して」が解答の前提ですのでカット

Yに対しても、何人もが、命令をすることを求めることがで、Yは、必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならない。(61字)

解答を推敲しよう！

解答の仕上げは、作成した解答を「40字程度」に推敲することです。キーワードを落とさず、また、解答の内容を崩さずに、どのように推敲するかの手順を示しています。

意味を変えずに、言葉や文字を省略していきます。

何人もが命令をすることを求める事ができ、Yは必要な調査を行い必要があると認められたときは命令をしなければならないすべきである。(44字)

これで45字以内となります。

以上より

何人も命令を求める事ができ、Yは必要な調査を行い必要と認めたときは命令をすべきである。(44字)

<解答例> 44字

何	人	も	命	令	を	求	め	る	こ	と	が	で	き	、	10	15
Y	は	必	要	な	調	査	を	行	い	必	要	と	認	め		
た	と	き	は	命	令	を	す	べき	で	あ	る					

(3) 要件・効果型(民法に多い)

1. 要件型と、2. 効果型を組み合せた形になります。「いかなる場合に(要件)、いかなることができるか(効果)」という形になります。

「どのような影響を生ずるおそれがあるものと主張し(←要件)、どのような訴訟を起こすことが適切か。(←効果)」(行政法・令和4年度問題44)

それでは、具体的にみてみましょう。素材は平成25年度の問題45です。

1 内容面からの類型化 45

解答例

行政書士試験研究センターが発表した解答例で、出題者が望む答えです。
どのような解答をつくればよいのか、正解が示されています。

② 実戦編

問題

出題傾向を踏まえて作成した、出題可能性が高い論点のオリジナル問題です。の中でも重要度の高いものから順に★★★～★のランクを付しています。

問題 1	行政法の一般的な法理論 (権限の委任)	重要度 ★★★☆																																																																																																				
<p>地方税法においては、地方団体の長は、地方税法で定める権限の一部を、当該地方団体の条例の定めることによって、地方自治法の規定によって設ける支庁、地方事務所、市の区の事務所、市の総合区の事務所の長、または地方自治法の規定によって条例で設ける税務署に関する事務所の長に委任することができるとしている。この規定に基づいて、地方団体の長（以下、「委任官」という。）が権限の一部を委任した場合、委任官は権限の一部を失うかどうか、委任を受けた機関（「受任官」という。）は誰の名で権限行使し、責任は誰が負うこととなるのか。40字程度で記述しなさい。</p>		10 15																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																																																																																						

解答欄

本試験ではほとんどの問題で15マス×3段の解答欄が設けられています。実際に解答を書いて、40字程度にまとめる訓練を行いましょう。

解説

第1章 記述式問題・解法マニュアル、第2章 問題類型別解法テクニックと同じ流れで、解答への道筋を示しています。

(実戦問題) 行政法

（内容）要件・効果型（形式）一行問題型

手順1 「問い合わせ」を正確に把握する
権限の委任が行われた場合の委任庁の権限の効果と、受任庁の権限の行使の方法とその責任の所存。

手順2 「問い合わせの形」に合わせて「答えの形」をつくる
（問い合わせの形）委任庁は権限の一部を失うかどうか、受任庁は誰の名で権限を使い、責任は誰が負うこととなるのか。

（答えの形）委任庁は権限の一部を「失う or 失わない」、また、受任庁は「〇〇」の名で権限を使い、責任は「□□」が負うこととなる。

手順3 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する
権限の委任とは、行政方が、その権限の一部を下級行政やその他の行政機関に委譲して、その行政機関の権限として行わせることをいいます。
権限については、委任行政府（本問の地方団体の長）はその権限を失い、受任機関（市の区の事務所の長など）が、委任された権限を自己の権限として、自己的名と責任において行使することになります。

手順4 「問い合わせ」に呼応する「答え」をつくる

委任	は	権限	の	一	部	を	失	い	、	受	任
任	は	自	の	一	部	を	失	い	、	受	任
は	自	の	で	を	を	使	し	し	、	責	任
受	任	任	が	負	う	使	用	す	こ	と	な
任	は	受	任	が	負	う	こと	と	な	る	る

(44字)

採点基準

委任庁は権限の一部を失い..... 8点
受任庁は自己の名で権限を使い.... 6点
責任は受任庁が負う..... 6点

解答例

配点されるキーワードをすべて盛り込んだ40字程度の解答例です。赤シートで隠しながら学習できます。

※ 本書巻末には、「別冊 解答用紙」が付いています。「別冊 解答用紙」は、ダウンロードでもご利用いただけます。

Cyber Book Store (TAC出版書籍販売サイト) の「解答用紙ダウンロード」ページにアクセスしてください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

① 行政書士 合格へのはじめの一歩



- ・「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「入門講義編」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

② 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで全体像をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。



③ 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



④ 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点(項目)の構成、図表中心でまとめています。

⑤ 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

記述対策

直前対策

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、1問1答形式で、知識を確認できる1冊です。

- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク、肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

8 行政書士の40字記述式問題集 (本書)



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時に並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

9 本試験をあてる TAC直前予想模試 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格 !

CONTENTS

第1章 記述式問題・解法マニュアル

① 記述式問題ってなに???

～記述式問題は行政書士試験攻略のキーポイント！	2
(1) 記述式問題とは	2
(2) 記述式問題での得点の妙味	2
(3) 記述式問題を解くための大前提	3

② 記述式問題の対策をしよう！ 4

(1) 記述式問題で求められるものは？	4
(2) 要求される知識は択一も記述も共通です！	5
(3) 対策は早い時期から始めよう（合格曲線をイメージしよう）	5
(4) 条文・判例を参照しながら、どんどん問題を解こう！	7

③ 記述式問題・解法マニュアル 8

(1) 解法手順1 「問い合わせ」を正確に把握する	10
① 問題文の形から「問い合わせ」全体をつかもう（記述式問題の基本構造）	
② 実際の問題を使って問題を把握してみる	
(2) 解法手順2 「問い合わせの形」に合わせて「答えの形」をつくる	16
(3) 解法手順3 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する	17
① 「問い合わせ」に答えるためには知識が必要	
② 「問い合わせ」に答えるための知識とは？	
③ 条文・判例を記憶する ～記憶すべき条文・判例	
④ 基本的な条文・判例とは？ ～記憶すべき条文・判例の明確化	
⑤ 基本的な条文・判例の記憶法	
★★★超重要★★★ 「そもそも何が問われているの？」	
～記憶喚起すべき知識にたどりつく方法	20
(4) 解法手順4 「問い合わせ」に呼応する「答え」をつくる	23
～「○○」に、喚起した知識をはめ込んで解答を作成し、推敲作業へ	
① 解答手順2でつくった「答えの形」のなかの「○○」「△△」を穴埋め	
② 40字程度に推敲する	

③ 推敲作業から解答が正しいかどうかをさぐる（文字数からの確認作業）	
④ 誤字脱字がないかを確認	
★★★超重要★★★ 「問い合わせ」に呼応しているかどうかを確認	25
(5) 記述式問題対策として訓練しなければならないこと	25

第2章 問題類型別解法テクニック ~過去問を素材に~

1 内容面からの類型化	28
(1) 要件型（民法に多い）	31
平成30年度問題45 制限行為能力者の相手方の保護	32
(2) 効果型（行政法に多い）	38
令和元年度問題44 処分等の求め	40
(3) 要件・効果型（民法に多い）	45
平成25年度問題45改題 無権代理人に対する責任追及	46
(4) 事例把握型（民法）	53
平成21年度問題45改題 保証債務（求償権）	54
(5) 基本概念定義型（行政法に多い）	61
平成26年度問題44 公の施設	62
(6) 条文趣旨型（民法）	69
平成22年度問題46改題 不法行為債権が相殺できない趣旨	70
2 形式面からの類型化	75
(1) 一行問題型（民法・行政法いずれも）	75
平成23年度問題44 即時強制	76
平成29年度問題46改題 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効	82
(2) 空欄補充型（民法）	85
平成24年度問題46改題 遺留分	86
(3) 解答欄分割型（民法）	92

第3章 〈実戦編〉行政法

1 行政法出題履歴一覧表	94
2 〈行政法〉過去問の分析による傾向と対策	96
(1) 出題形式から探る出題傾向①(効果型が中心となる理由)	96
(2) 出題形式から探る出題傾向②(事例問題が中心となる理由)	97
(3) 過去問から読み解く出題傾向(択一式過去問で出題されたところ)	97
(4) 〈行政法〉記述式問題の対策	98
問題 1 行政法の一般的な法理論(権限の委任)	100
問題 2 行政法の一般的な法理論(許可)	102
問題 3 行政法の一般的な法理論(認可)	104
問題 4 行政法の一般的な法理論(公定力)	106
問題 5 行政手続法(申請に対する処分)	108
問題 6 行政手続法(処分理由の提示)	110
問題 7 行政手続法(不利益処分・聴聞①)	112
問題 8 行政手続法(不利益処分・聴聞②)	114
問題 9 行政不服審査法(審理員の選任方法)	116
問題10 行政不服審査法(総代の選任と権限)	118
問題11 行政不服審査法(審査請求期間)	120
問題12 行政不服審査法(誤った教示)	122
問題13 行政不服審査法(執行停止の取消し)	124
問題14 行政不服審査法(審理手続を経ないでする却下裁決)	126
問題15 行政不服審査法(計画的審理手続)	128
問題16 行政不服審査法(審理員意見書)	130
問題17 行政不服審査法(事情裁決)	132
問題18 行政不服審査法(審査請求に対する裁決)	134
問題19 行政不服審査法(再調査の請求)	136
問題20 行政事件訴訟法(処分性)	138
問題21 行政事件訴訟法(裁量行為)	140
問題22 行政事件訴訟法(取消理由の制限)	142
問題23 行政事件訴訟法(訴えの変更)	144
問題24 行政事件訴訟法(第三者の訴訟参加)	146

問題25	行政事件訴訟法（執行停止）	148
問題26	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟の原告適格）	150
問題27	行政事件訴訟法（差止め訴訟）	152
問題28	行政事件訴訟法（仮の差止め）	154
問題29	行政事件訴訟法（争点訴訟）	156
問題30	国家賠償法（1条「職務を行うについて」）	158

第4章 〈実戦編〉 民法

①	民法出題履歴一覧表	162
②	〈民法〉過去問の分析による傾向と対策	166
(1)	出題形式から探る出題傾向①（要件型が中心となる理由）	166
(2)	出題形式から探る出題傾向②（事例問題が中心となる理由）	167
(3)	過去問から読み解く出題傾向（択一式過去問で出題されたところ +過去問で出題されたところの理解の前提となる条文）	168
(4)	〈民法〉記述式問題の対策	168
(5)	〈民法〉改正に伴う対策の必要性	169
問題 1	総則（後見開始の審判）	170
問題 2	総則（成年被後見人の行為の取消の効果）	172
問題 3	総則（制限行為能力者の詐術）	174
問題 4	総則（心裡留保）	176
問題 5	総則（94条2項の第三者）	178
問題 6	総則（錯誤）	180
問題 7	総則（強迫）	182
問題 8	総則（任意代理人による復代理人の選任）	184
問題 9	総則（代理権の濫用）	186
問題10	総則（無権代理の相手方の催告権）	188
問題11	総則（無権代理人の責任）	190
問題12	総則（期限の利益の喪失）	192
問題13	総則（裁判上の請求による時効の完成猶予・更新）	194
問題14	総則（取得時効の要件）	196
問題15	総則（消滅時効）	198

問題16	総則（援用権の喪失）	200
問題17	物権総論（物権的請求権）	202
問題18	物権総論（指図による占有移転の要件）	204
問題19	物権総論（占有の態様等に関する推定）	206
問題20	物権総論（占有保全の訴え）	208
問題21	物権総論（共有物の管理行為に関する裁判）	210
問題22	物権総論（共有者死亡時の共有持分の帰属）	212
問題23	物権総論（地役権の時効取得）	214
問題24	担保物権（留置権と同時履行の抗弁）	216
問題25	担保物権（留置権者による果実の收取）	218
問題26	担保物権（質権の対抗要件①）	220
問題27	担保物権（質権の対抗要件②）	222
問題28	担保物権（物上代位と差押債権者との優劣）	224
問題29	担保物権（抵当権と賃借権の対抗関係）	226
問題30	担保物権（抵当権侵害①）	228
問題31	担保物権（抵当権侵害②）	230
問題32	担保物権（法定地上権）	232
問題33	担保物権（抵当建物使用者の引渡しの猶予）	234
問題34	債権総論（特定物の引渡しの場合の注意義務）	236
問題35	債権総論（選択権の移転）	238
問題36	債権総論（受領遅滞の効果）	240
問題37	債権総論（損害賠償の範囲）	242
問題38	債権総論（債権者代位権の行使方法）	244
問題39	債権総論（債務不履行と詐害行為取消請求権）	246
問題40	債権総論（詐害行為取消請求の行使要件）	248
問題41	債権総論（詐害行為取消請求の期間の制限）	250
問題42	債権総論（履行の請求に対する連帯債務者の抗弁）	252
問題43	債権総論（保証債務に生じた事由）	254
問題44	債権総論（主債務の履行状況に関する情報の提供義務）	256
問題45	債権総論（特定物の現状による引渡し）	258
問題46	債権総論（口頭の提供）	260
問題47	債権総論（相殺）	262

問題48	債権総論（差押えを受けた債権の相殺）	264
問題49	債権各論（同時履行の抗弁）	266
問題50	債権各論（契約の解除）	268
問題51	債権各論（売主の契約内容不適合責任）	270
問題52	債権各論（使用貸借・借用物の返還の時期）	272
問題53	債権各論（賃借権の対抗要件）	274
問題54	債権各論（不動産の賃貸人たる地位の移転）	276
問題55	債権各論（賃借人の費用償還請求）	278
問題56	債権各論（賃貸借の更新）	280
問題57	債権各論（敷金）	282
問題58	債権各論（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）	284
問題59	債権各論（請負人の担保責任の制限）	286
問題60	債権各論（請負契約の解除）	288
問題61	債権各論（請負契約と不当利得）	290
問題62	債権各論（管理者による事務管理の継続）	292
問題63	債権各論（他人の債務の弁済）	294
問題64	債権各論（監督義務者の責任）	296
問題65	債権各論（共同不法行為と使用者責任と求償）	298
問題66	債権各論（過失相殺）	302
問題67	親族（婚姻・夫婦間の契約）	304
問題68	親族（特別養子縁組の要件）	306
問題69	親族（利益相反行為）	308
問題70	相続（配偶者短期居住権）	310

第5章 多肢選択式問題

問題 1	憲法人権（人権享有主体性）	314
問題 2	憲法人権（プライバシー権）	316
問題 3	憲法人権（法の下の平等①）	318
問題 4	憲法人権（法の下の平等②）	320
問題 5	憲法人権（法の下の平等③）	322
問題 6	憲法人権（信教の自由①）	324

問題 7	憲法人権（信教の自由②）	326
問題 8	憲法人権（信教の自由③）	328
問題 9	憲法人権（表現の自由—集会の自由）	330
問題10	憲法人権（職業選択の自由）	334
問題11	憲法人権（財産権の保障）	336
問題12	憲法人権（人身の自由）	338
問題13	憲法統治（在外邦人の国民審査権）	340
問題14	憲法統治（司法審査の対象）	344
問題15	憲法統治（財政）	346
問題16	行政法の一般的な法理論（私法法規の適用①）	348
問題17	行政法の一般的な法理論（私法法規の適用②）	350
問題18	行政法の一般的な法理論（私法法規の適用③）	352
問題19	行政法の一般的な法理論（行政計画）	354
問題20	行政法の一般的な法理論（行政指導）	356
問題21	行政法の一般的な法理論（委任命令）	358
問題22	平成24年度本試験問題42	360
問題23	行政法の一般的な法理論（授益的行政行為の撤回）	362
問題24	行政法の一般的な法理論（行政裁量）	364
問題25	平成25年度本試験問題42	366
問題26	行政不服審査法（固有の資格）	368
問題27	令和元年度本試験問題43	370
問題28	行政事件訴訟法（处分性①）	372
問題29	行政事件訴訟法（处分性②）	374
問題30	行政事件訴訟法（原告適格）	376
問題31	平成19年度本試験問題43	378
問題32	平成23年度本試験問題43	380
問題33	行政事件訴訟法（差止訴訟）	382
問題34	行政事件訴訟法（当事者訴訟）	386
問題35	国家賠償法（1条）	390
問題36	平成20年度本試験問題43	392

第 1 章

記述式問題・ 解法マニュアル

1

記述式問題ってなに？？？

～記述式問題は行政書士試験攻略のキーポイント！

(1) 記述式問題とは

行政書士試験において1問の配点が最も高いのが、「記述式問題」です。

この「記述式問題」とは、与えられた「問い合わせ」に、40字程度で「答え」を書く問題です。全60問中3問出題されます。

具体的な形式は以下のとおりです。

ex. ~について、40字程度で記述しなさい。

この45マスに、鉛筆またはシャープペンシルで1マスに1字ずつ埋めていき、40字程度の答えを完成させます。

1問20点、3問で60点になります。

60問中54問を占める5肢択一式問題の配点が1問4点ですから、記述式1問で択一式5問分の配点です。相当に大きい配点といえますよね。

【行政書士試験300点の内訳】

記述 60点	多肢 24点	5肢扱一式 216点
-----------	-----------	---------------

1問20点ですが、部分配点があります。答えとなるキーワードが複数あり、例えば、1つ書ければ6点、2つ書ければ14点、全部書ければ20点というように、2点きざみで0点から20点まで得点が付きます。

(2) 記述式問題での得点の妙味

配点が大きいため、記述式問題での得点が行政書士試験の合格を大きく左右

します。60点満点中**30点～40点は確保**したいところです。

本書では、受験生のアッパーレベル、50点突破のコツをつかみます。

記述式で40点～50点得点できれば、マークシート部分は約半分の得点で合格をつかみとることができ、気持ち的にもすごく楽になります。

【行政書士試験合格点180点のイメージ】

記述 60点	多肢 24 点	5肢択一式 216点
記述 40点～ 50点	多肢 20 点	5肢択一式 110～120点

(3) 記述式問題を解くための大前提

① 文字を書く機会を増やそう

5肢択一式や多肢選択式のようなマークシート式の問題と異なり、記述式問題は、実際に文章を鉛筆で書かなければならず、「**書く練習**」が必要です。

学習をする際には意識的に文章を書く癖をつけましょう。

具体的には、予備校などで講座を受けている方なら、板書をノートするときに記述を意識することです。独学の方であれば、択一式問題を解いていて間違えた条文や判例のキーワードを実際に書いてみることもよいでしょう。

ただ、ここで1つ注意があります。

「実際に書きましょう」と書きましたが、民法や行政法の条文を第1条から**書き写すことは絶対にやめましょう**。時間がかかるうえ、実際のところ、ただ機械的に「文字」を書き写すだけになってしまい、頭には残らないからです。

② 丁寧な力ク力クした字を書く練習をしよう

あなたが書いた答案は、採点者に読んでもらわなければなりません。ですから、**採点者が読める字を書く**ことは記述式問題で得点するための大前提です。「自分が読めるから」ではなく、「採点者が読める字を書く」ことを強く意識することが必要です。常用漢字を楷書で丁寧に書きましょう。

また、誤字脱字は減点対象となりますので、気を付けましょう。

「でも、自分は字がきたなくて」と悩んでいる方もいらっしゃるでしょう。心配する必要はありません。誰でも、「読める字」、「誤字だと勘違いされない字」を書く方法があります。それはなるべく「**カクカク書く**」ことです。一画一画をかみしめるようにして、一画書くたびに鉛筆を紙から離します。

達筆で書く必要はありません。逆に、さらさらと續け字を書くことは、



書き方によっては誤字と判定される可能性もありますから気をつけてください。略字も避けましょう。略字は、常用漢字にはありませんから減点の対象です。

2 記述式問題の対策をしよう！

(1) 記述式問題で求められるものは？

記述式問題は、マーク式と異なり鉛筆を使って文章を書きますから、すごく難しく感じるようです。

しかし、記述式問題は読書感想文や小論文と決定的に違うところがあります。記述式問題は、「あなたの感想を書いてください。」とか、「あなたの考えを書いてください。」といった、百人百様の書き方や考え方がある「正しい答えがない問題」ではない、ということです。

記述式問題は、一言でいうと、「条文にはなんて書いてあるの？」「判例はなんて言ってるの？」ということが問われます。ですから、記述式問題には、「条文」や「判例」という「客観的に正しい答えがある」ということです。

記述式で求められているのは、「自分の考えを書く」ことではなく、「条文に書かれていること」、「判例が言っていること」という「正しい答えを書く」ことなのです。

(2) 要求される知識は択一も記述も共通です！

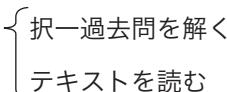
あなたが記述式問題で求められるのは、「条文」や「判例」という「正しい答え」を書くこと、です。では、記述式問題の「正しい答え」となる「条文」や「判例」とは、どの「条文」「判例」をさすのでしょうか？

ここで「記述式問題は難しい」というイメージから、細かい知識をどんどん増やそうとする人がいますが、しかし、それは誤りです。

記述式問題だからといって、誰も知らないような細かい条文や判例が問われるわけではありません。**記述式問題で要求される法律知識のレベルは、択一式問題で求められる「基本条文」「基本判例」のレベル**なのです。

【記述式問題のためのインプット】

(獲得すべき知識内容) 択一・記述 共通

(知識獲得の手段) 
択一過去問を解く
テキストを読む

記述式問題のために特別にインプットすべき知識はありません。

記述式問題のためのインプットは、択一式問題で出題されている**基本条文・基本判例**をしっかり押さえることです。

(3) 対策は早い時期から始めよう（合格曲線をイメージしよう）

「インプット」しなければならない知識は択一式問題で要求される知識と同じですから、記述対策として特別に頭に入れなければならない知識はありません。しかし、記述式問題は、その「出題形式」が択一式問題とはかなり異なります。そのため、記述式問題の解き方、書き方を身に付けるためには、記述式問題を解いていくことが必要です。

«アウトプット»

(択一式問題対策)

択一過去問や答練などを受け、問題を解く
⇒ 時間内で、ケアレスミスをしないようにする。

(記述式問題対策)

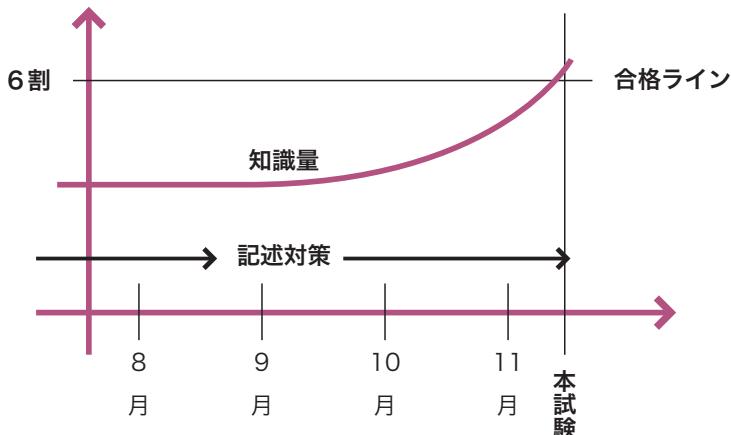
記述式過去問を十分に分析し、過去問と同じ形式の記述式問題を解く
⇒ 記述式問題の解き方・書き方をマスターする。

【注意】知識は択一式問題を解いて獲得していきますから、**記述式問題は知識を獲得するためではなく、解き方・書き方を練習するために解きます**。問題集を選ぶ際には、過去問の形式を踏まえた事例形式・長文形式の問題が載っているものを選びましょう。

ところが、「記述式問題を解くにはまだ知識がないから」とか「記述式問題は直前1カ月でやろうと思っているから」という理由で、本試験直前まで記述式問題を解くことを避ける人が数多くいらっしゃいます。

たしかに、下記の合格曲線にあるように、合格者であっても、本試験に合格できるだけの知識が身につくのは本試験直前です。

【行政書士試験合格曲線】



(本試験までの知識量の変化を曲線グラフにしたものです)

本試験では、合格者の得点の多くが180点～200点の間に集中します。つま

り、合格者といつても、その知識は、本試験当日で6割を少し超えるぐらいです。このことから考えると、合格者の知識量が合格レベルに達する時期は本試験直前ということになります。

それにもかかわらず、「知識が身についてから……」なんて言っていると、本試験直前まで記述式問題を解く練習をすることができないことになってしまい、記述式問題を解く技術を身につけることができません。

したがって、本試験で記述式問題を解く技術を身に付けるためには、「知識が身につく」もっと前から、つまり、「知識がまだ十分でなくとも」記述式問題を解いて、解き方や書き方を練習しておかなければならぬことになります。

(4) 条文・判例を参照しながら、どんどん問題を解こう！

「えへっ?! そうはいっても、知識がないんだから、問題をやったって解けないし、意味ないんじや……」と思うでしょう？

ではどうすればよいのでしょうか？ 答えは簡単です。問題を解くときに、問題を解くために必要な知識がある状態にすればいいんです。

知識がないのに知識がある状態にするって、どういう意味？？

それは問題を解く際に、机の横に「条文集」や「判例集」を置いて問題を解けばよいのです。そうすれば、問題を解くための知識がある状態で、早いうちから記述式問題を解くことができます。

ただ、「条文集」や「判例集」を見ながら解くのであって、**問題集に付いている「解答例」を見ながら解くのではない**ということに注意してください。

記述式問題は「基本条文」や「基本判例」がさまざまナバリエーションで問われます。**記述式問題を解く意味**は、決して知識の補充だけではなく、「**基本条文**」や「**基本判例**」を問題のナバリエーションに合わせて「**答えにつくり変える**」練習をすることです。「条文そのもの」や「判例そのもの」を見たとしても、問題のナバリエーションに合わせて「**答えにつくり変える**」練習ができていれば、記述式問題の解き方・書き方の訓練として十分なわけです。

このように、本試験で必要な知識がある状態を自ら作り出すことによって、どんどん記述式問題を解いていきましょう。

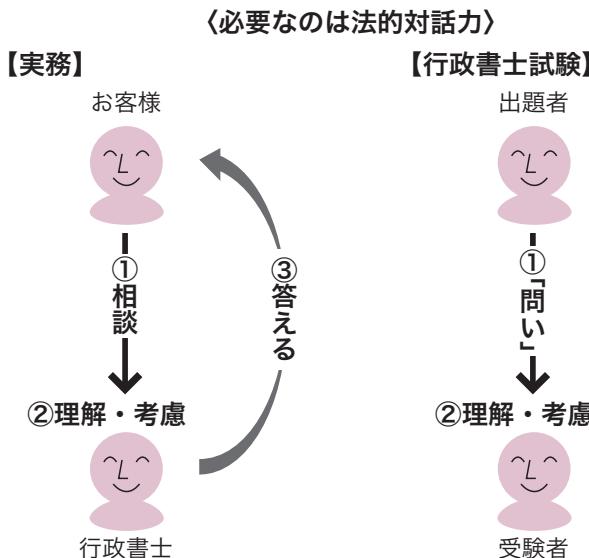
「**条文集**」や「**判例集**」を横に置いて、「**条文**」「**判例**」を参照しながら、記述式問題をどんどん解いていきましょう。

3 記述式問題・解法マニュアル

記述式問題も「問題」である以上、受験者が行政書士になるにふさわしい素養を持っているかどうかを試すための法的な「問いかけ」があります。この「問いかけ」に対して、あなたは「私にはその素養がありますよ」ということを、解答をつくることを通じて示す必要があります。

実は、この「問い合わせ」に対して的確に「答える」ことこそ、行政書士という実務家にとって必要なことなのです。実務家が日々行っているのは、お客様から相談を受け、その相談を法的に理解し考え、最良の方法を答えることです。本書ではこれを「法的対話力」と呼んでいます。

記述式問題も同じ構造を持っています。記述式問題が、法律実務家としての素養があるかないかを試すにはちょうどよい問題形式なわけです。



行政書士という法律家になろうとしているあなたは、「問い合わせ」に対して、「法律家として」答えることができなければなりません。法律家の道具は「法律」と「判例」です。したがって、「法律」と「判例」を使って答えること、**法的対話力を鍛えることが、あなたの行政書士試験での至上命題**ということになります。

この「法律」と「判例」という道具を使って「問い合わせる」に「答える」ための4つの解法マニュアル（解法手順）をこれから学びます。この解法マニュアル（解法手順）は、記述式問題を見てから、「答え」を解答欄に書くまでの思考過程です。この思考過程に沿って記述式問題を解くことができれば、「答え」を的確に導けるようになります。また、記述式問題を解くことが楽しくなります。

この解法マニュアル（解法手順）をマスターすることが、本書の神髄ですから、しっかりとマスターしていきましょう。

【解法マニュアル（解法手順）】

解法手順1》 「問い合わせる」を正確に把握する



解法手順2》 「問い合わせの形」に合わせて「答えの形」をつくる



解法手順3》 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する



解法手順4》 「問い合わせる」に呼応した「答え」をつくる

① 解法手順1

「問い合わせる」をしっかりと正確に把握します。

「問い合わせる」が正確に把握できないと、正しい「答え」を導き出せないからです。

② 解法手順2

「問い合わせの形」に合わせた「答えの形」をつくります。

実は、法的な知識がなくても、「問い合わせの形」から「答えの形」をつくることができます。この作業が解法マニュアルのなかでも、最も肝心なところです。

〈執筆者紹介〉



小池昌三 (TAC行政書士講座講師)

TAC行政書士講座専任講師。駒澤大学大学院法曹養成研究科修了。法務博士（専門職）。ビジネス法務エグゼクティブ®（商工会議所認定）。宅地建物取引士有資格者。行政書士有資格者。

法令科目から政経・文章理解に至るまで行政書士試験全科目を幅広く講義する実力派講師。暗記にかたよらない思考型の講義と40字記述式指導に定評があり、「わかりやすさ」と「熱さ」で受験生の支持を得ている。宅地建物取引士試験やビジネス実務法務検定試験®など行政書士試験以外の法律系資格にも造詣が深く、大学の学内講座や企業研修の講師も務める。著書に「しつかりわかる講義生中継民法」「みんなが欲しかった！行政書士の40字記述式問題集」がある。

行政書士試験ブログ「小池昌三の『燃えていこうぜ』」
(<https://ameblo.jp/shozo-law/>)

小池昌三のtwitter (@TAC_skoike)

・装丁：黒瀬章夫

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2024年度版 みんなが欲しかった！行政書士の40字記述式問題集

発行日 2024年2月9日
初版発行
編著者 TAC株式会社（行政書士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 10894P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。